

厚生労働省発障0401第4号
令和2年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「療育手帳制度について」の一部改正について

療育手帳に貼付する写真については、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児156号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）において脱帽して上半身を写したものと定めているところである。

一方、第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）に基づくがん患者の生活の質の向上に向けた取組として、がん治療による脱毛等の外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するための方策が求められており、また、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）別表第一に定める一般旅券の発給の申請の際に提出する写真及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める免許申請書に添付する写真については、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことが認められている。

こうした状況を踏まえ、次官通知を改正し、別添のとおりとすることとしたため、御了知の上、療育手帳制度の適性かつ円滑な実施に努められたい。

新

(表紙)

療 育 手 帳

〇〇〇 県 (市)

(大きさは、B7とする)

(1ページ)

写真

第 号

令和 年 月 日交付

氏 名

明治

大正

昭和

平成

令和

年 月 日生

〇 〇 〇 県 (市)

印

- (1) -

(写真は縦4cm 横3cmで脱帽して上半身を写したものであること(申請者の申出により、都道府県知事等が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。))

旧

(表紙)

療 育 手 帳

〇〇〇 県 (市)

(大きさは、B7とする)

(1ページ)

写真(縦4cm
横3cmで脱帽
して上半身
を写したも
の)

第 号

令和 年 月 日交付

氏 名

明治

大正

昭和

平成

令和

年 月 日生

〇 〇 〇 県 (市)

印

- (1) -

- (1) -

(2ページ)

本 人				
性 別	住 所			
男				
女				
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者		
保 護 者				
氏 名	続 柄	職 業	電 話	
住 所				

- (2) -

(2ページ)

本 人				
性 別	住 所			
男				
女				
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者		
保 護 者				
氏 名	続 柄	職 業	電 話	
住 所				

- (2) -

(3ページ)

判 定 の 記 録		
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害	
	(身体障害 級)	
	判 定 年 月 日	
	次 の 判 定 年 月	
	判 定 期 間	

判 定 の 記 録		
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害	
	(身体障害 級)	
	判 定 年 月 日	
	次 の 判 定 年 月	
	判 定 期 間	

- (3) -

(3ページ)

判 定 の 記 録		
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害	
	(身体障害 級)	
	判 定 年 月 日	
	次 の 判 定 年 月	
	判 定 期 間	

判 定 の 記 録		
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害	
	(身体障害 級)	
	判 定 年 月 日	
	次 の 判 定 年 月	
	判 定 期 間	

- (3) -

(4ページ)

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

(4ページ)

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

(5ページ)

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

(5ページ)

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

判 定 の 記 録	
障 害 の 程 度 (総合判定)	合 併 障 害 (身体障害 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 期 間

(予備欄)

(予備欄)

(予備欄)

(予備欄)

療育・相談の記録（医療・措置・教育等）		
年月日	事 項	取扱機関

- (8) -

療育・相談の記録（医療・措置・教育等）		
年月日	事 項	取扱機関

- (8) -

保 護 者 の 記 録		

- (9) -

保 護 者 の 記 録		

- (9) -

療育・相談の記録 (医療・措置・教育等)		
年月日	事 項	取扱機関

療育・相談の記録 (医療・措置・教育等)		
年月日	事 項	取扱機関

保 護 者 の 記 録	

保 護 者 の 記 録	

療育・相談の記録（医療・措置・教育等）		
年月日	事 項	取扱機関

療育・相談の記録（医療・措置・教育等）		
年月日	事 項	取扱機関

保 護 者 の 記 録		

保 護 者 の 記 録		

注 意 事 項

- 1 この手帳は、なくさないように大切におもち下さい。
- 2 相談所や病院、福祉事務所などへ相談や治療などに行かれるときは、かならずおもちになり、その記録をしてもらって下さい。
- 3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに福祉事務所又は町村役場へ届けて下さい。
- 4 保護者の記録欄には、本人の健康、生活の面でのお気づきになった点を書きとめておいて下さい。

注 意 事 項

- 1 この手帳は、なくさないように大切におもち下さい。
- 2 相談所や病院、福祉事務所などへ相談や治療などに行かれるときは、かならずおもちになり、その記録をしてもらって下さい。
- 3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに福祉事務所又は町村役場へ届けて下さい。
- 4 保護者の記録欄には、本人の健康、生活の面でのお気づきになった点を書きとめておいて下さい。

- 5 この手帳判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。
- 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を掲示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。
- 7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更正相談所の判定を受けて下さい。

- 5 この手帳判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。
- 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を掲示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。
- 7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更正相談所の判定を受けて下さい。